

第3期大阪狭山市 教育振興基本計画 【概要版】

令和7～11年度



計画の本編は
こちら



令和7年2月
大阪狭山市教育委員会

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、令和5年(2023年)～令和9年(2027年)を計画期間とした第4期教育振興基本計画が策定され、「*持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差した*ウェルビーイングの向上」がコンセプトに掲げられました。

本市においても、まちの良さやこれまでの取組み成果を生かし、まちの持続と発展を支える次代の人材を育てるため、教育のあり方が改めて問われています。

この計画は、「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」及び「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」で掲げた「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念として継承しながら、教育を取り巻く課題に適切かつ柔軟に対応し、心身ともにたくましく、次代に活躍できる子どもたち、そして次代のまちづくり人材を育んでいくため、市民共通の目標として策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。国や府の関連計画を踏まえるとともに、市の最上位計画である「大阪狭山市総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。また、本計画の一部を、スポーツ基本法第10条第1項に基づく「大阪狭山市スポーツ推進計画」、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく「大阪狭山市子ども読書活動推進計画」として位置づけます。

計画の進行管理及び評価・点検・見直し

本計画を効果的かつ着実に推進するため、本計画とは別に「5年後に向けての参考指標」を設定し、同指標を踏まえた*PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、計画の進行管理及び評価・点検を行いつつ、施策の円滑な実行及び課題の解決に努めます。なお、「5年後に向けての参考指標」は、関係者・主体が協働で計画を進めるための道標であり、「計画の進捗状況の把握」「計画の検証と改善の検討」「市民・社会への公表(説明責任＝アカウンタビリティ)と情報共有」「行政の意識啓発」を目的として設定するものです。

また、本計画は策定から5年後を目途に見直しを図るものとします。なお、計画期間の途中であっても、教育や本市を取り巻く新たな課題や大きな変化等に対して迅速かつ適切に対応していくため、必要に応じて計画の柔軟な見直しを図ります。

教育振興の基本理念・基本方針

1 基本理念

学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり

「学びあい」は、生涯にわたり、家庭や地域社会、学校や職場といったそれぞれの場でかかわりあい、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあいながら幅広い知識や考え方を学びあう主体的な活動を示しています。

「つながりあい」は、主体的に人とのネットワークを幅広く育み、つながりの力を大切にする活動を支える本市の教育のあり方を示しています。

そして、「未来に輝く人づくり」は、上記の自発的な活動を支援することにより、相互につながりを深めることで人・地域が輝く、大阪狭山市のまちづくりの姿勢と教育がめざす方向性を示しています。

2 めざす子ども像

自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子

「自分らしく」とは、自分をかけがえのない存在と実感し、夢や志に向かって、自分の力や個性を最大限発揮するとともに、思いやりの心や*規範意識、自尊感情を持ち、よりよい人間関係を築こうとする子どもの姿をめざしています。

「いきいきと学び」とは、学ぶことに喜びを抱き、自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、可能性にたくましく挑戦しようとする子どもの姿をめざしています。

「さやまを愛する子」とは、豊かな自然に囲まれ、歴史と文化が息づく大阪狭山市の恵まれた環境のなかで、ふるさと「さやま」のすばらしさに自ら気付き、伝統や文化を尊重し、未来の「さやま」を創造しようとする子どもの姿をめざしています。そして、人・地域・歴史文化とのつながりあいのなかで、郷土への誇りと愛着を育み、時代の変化にも翻ろうされずに、生涯輝くことができる力を備えた子どもの育成をめざします。

3 基本方針

基本方針1 これからの社会を生き抜く力を養います

先行きが不透明で、将来の予測も困難な時代にあって、社会課題に対し主体的に向き合い、解決に向けて自ら取組む子どもたちの力と意欲を養います。このため、市内のすべてが小中一貫校という特性や成果を生かし、幼児教育・保育から学校教育まで、各段階に応じて一貫性のある、質の高い教育・保育を実施します。特に、デジタル化、グローバル化時代に対応できる力を育むため、必要な環境や設備の充実、セキュリティ対策等の取組みを重点的に進めます。

また、多様性を認め合う社会に対する意識が高まる一方、いじめ問題や不登校などについて、本市においても市民や教育関係者の大きな関心事となっていることから、人間性や相手を思いやる意識を育む教育やたくましい心身を育む教育、また、学校や家庭、地域が連携して、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。

加えて、子どもの技術面の向上や、教員の働き方改革の観点から地域団体等と連携し、国が進める部活動の地域展開に取り組めます。

基本方針2 一人ひとりを大切にする教育を推進します

障がいのある子どもや何らかの支援を必要とする子どもの教育的ニーズや意向を把握し、個別の実情に応じた相談・支援体制を充実するとともに、学校現場における教職員の専門性を高め、工夫した授業を行うことにより、誰ひとり取り残さない教育を推進します。

また、子どもたちが家庭環境等によって将来進むべき道や夢が閉ざされることがないように、豊かな体験やきめ細かな指導を通じた一人ひとりの個性を尊重する教育を推進するとともに、積極的な認知が進むいじめの問題について、まちぐるみで取組むことができる社会を構築します。合わせて、多様な文化・価値観を持った子どもたちが相互に理解し合い、いきいきと過ごせる教育を推進します。

さらに、自然災害の激甚化や犯罪の多様化など、子どもたちの安全安心を脅かす危険が高まっていることから、学校内外において、安全確保のために自ら判断し、行動できる子どもたちの意識と態様を育みます。

基本方針3 *持続可能な社会のための教育環境を充実します

学校が子どもたちにとって安全・安心して過ごすことができ、次代の社会課題に立ち向かうための教育が実践できるよう、学校施設・設備の計画的な整備・充実を図るとともに、子どもの数の変化や地域偏在等に対して、子どもたちにとって本当に望ましい学校のあり方について常に検討していきます。合わせて、教職員にとって働きやすく、子どもたちの教育に力を注ぐことができる場として、学校・園の効率的な運営の仕組みと体制の強化・改革を推進します。

また、子どもの成長を軸として、妊娠期から就学前教育・保育、学校教育、家庭教育、地域教育に至るまで、家庭・地域と学校が連携し、地域とのふれあいや参加を通じて子どもたちの地域や市に対する愛着と誇りを育みます。

基本方針4 郷土を愛し、自ら学び高めあう学習を推進します

世界有数の長寿国であって、「*人生 100 年時代」を迎えるとも言われるなか、子どもたちから年長者に至るまで、すべての市民が生涯にわたって、心身ともに健全に過ごすことができるよう、スポーツ及び生涯学習、文化芸術活動に気軽に親しみ、その成果を健康づくりや社会活動、自己実現に生かすことができる機会や環境の整備を推進します。特に「人生をより深く*生きる力を身に付けていく上で欠くことができないもの」(文部科学省)と定義づけられる読書活動については、本市においても幼少期から本にふれる取組み等を推進していきます。

また、市民の心の拠り所である狭山池に加え、地域に現存する歴史文化遺産をまちづくり資源と位置づけ、その保存と活用を進めるとともに、歴史文化遺産を生かした地域学習・歴史体験の機会を充実し、市や地域に対する市民の理解と愛着・誇りを育みます。

施策の体系

基本理念

基本方針

目 標

基本理念

めざす
子ども像

学びあい、
つながりあい、
未来に輝く人づくり

自分らしく、
いきいきと学び、
さやまを愛する子

1
これからの社会
を生き抜く力を
養います

2
一人ひとりを
大切にする教育
を推進します

3
*持続可能な社会
のための教育
環境を充実
します

4
郷土を愛し自
ら学び、高め合
う学習を推進
します

(1) 遊びを通して豊かに学ぶ就学前
教育・保育の充実

(2) 社会の変化に即した新たな
学びの展開 ★

(3) 豊かな心と健やかな体を育てる
教育の推進

(4) 教職員の資質の向上

(5) 子ども理解と支援教育の充実・
推進

(6) 個の成長を支える教育の充実 ★

(7) 安全安心な学校生活の確保 ★

(8) 多様性理解の推進

(9) 時代の変化に対応した学習環境
などの整備

(10) 学校経営改革の推進

(11) 家庭教育の支援

(12) 地域の教育力の育成と社会に
開かれた教育課程の実現

(13) 生涯スポーツ活動の推進 ★
【大阪狭山市スポーツ推進計画】

(14) 生涯学習や文化芸術活動の推進

(15) 歴史文化遺産の継承と活用

(16) 郷土愛の育成

★…子ども重点 「子どもアンケート調査」で選ばれた「特に重要だと思う項目」

施策の体系

取組み施策

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ①質の高い幼児教育・保育の提供 | ⑤発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育・保育カリキュラムの充実 |
| ②*道徳心や*規範意識を育む指導の充実 | ⑥親と子がともに育つ乳児期からの子育て支援の充実 |
| ③基本的な生活習慣づくり | ⑦幼保職員研修の充実 |
| ④個々の発達と集団に即した指導の充実 | |

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ①主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり | ⑥英語教育の推進 重視 |
| ②教育DXの推進 重視 | ⑦環境教育の推進 |
| ③互いに認めあい、協働する集団づくり | ⑧*プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進 |
| ④すべての教科における言語活動の充実 | ⑨自己学習力（家庭学習習慣）の確立 |
| ⑤学校図書館活用の充実と読書活動の推進 | |

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ①道徳教育の充実 | ④体力の向上 |
| ②人権教育の充実 | ⑤食育の推進 |
| ③不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実 重視 | ⑥学校給食の充実 |

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ①調査研究や授業改善を推進する体制づくり | ④教職員の資質・能力の向上 |
| ②教職員研修の充実 | ⑤教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進 |
| ③リーダーの育成とチームワークづくりの推進 | ⑥部活動の地域展開の推進 重視 |

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ①支援教育の充実 | ③関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援 |
| ②相談・支援体制の充実 | ④学習環境の工夫 |

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| ①*キャリア教育の推進 | ③プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進（再掲） |
| ②個に応じた指導と指導体制の充実 | ④道徳教育の充実（再掲） |

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| ①*いじめ防止基本方針にもとづく取組みの推進 重視 | ④安全教育（防犯・交通安全）の推進 |
| ②安全管理の充実 | ⑤非行・薬物乱用の防止 |
| ③防災教育の推進 | |

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ①多文化共生教育の推進 | ③日本語以外の母語を使用する子どもへの対応 |
| ②ジェンダー平等教育の推進 | |

- | | |
|---------------|----------------------|
| ①学校施設などの整備・改修 | ③指導内容に応じた備品の配備 |
| ②給食施設の適正な維持管理 | ④学校園規模の適正化 重視 |

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①保・幼・こ・小・中の連携 | ⑤家庭に対する教育支援の推進 |
| ②生徒指導、教育相談の充実 | ⑥就学や進学に対する相談・支援の充実 |
| ③働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備 | ⑦保護者や地域住民への情報発信の充実 |
| ④専門家のサポートによる指導体制づくり | |

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ①子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発の推進 | ④教育に関する保護者相談体制の充実 |
| ②子育て家庭への支援の充実 | ⑤生活習慣の確立への支援 |
| ③家庭の教育力向上をめざした成人教育の充実 | |

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ①地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用 | ⑥地域とともにある学校づくりへの転換と学校を核とした地域づくりの推進 重視 |
| ②安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり 重視 | ⑦学校支援ボランティアの育成 |
| ③家庭・地域との連携による学校の活性化 | ⑧地域教育力向上、学校教育と社会教育の連携 |
| ④放課後の活動の充実 | ⑨グローバル人材の育成 |
| ⑤青少年の健全育成の推進 | ⑩地域未来の学習 重視 |

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| ①誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実 | ③スポーツ施設の整備・改修 |
| ②体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実 | |

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| ①社会教育事業や学習機会の充実 | ⑤文化芸術に親しむ機会の充実 |
| ②生涯学習情報の提供 | ⑥学習成果の活用と指導者の養成 |
| ③読書活動の推進【大阪狭山市子ども読書活動推進計画】 重視 | ⑦国際交流の推進 |
| ④社会教育施設などの整備・運営 | |

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ①文化財の調査研究と適切な管理 重視 | ③歴史文化遺産保存活用などの整備・運営 |
| ②歴史文化遺産の保存と活用の推進 重視 | |

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ①歴史文化遺産を活かした学習機会の充実 | ④グローバル人材の育成（再掲） |
| ②小中学校の「ふるさとさやま学習」カリキュラムづくり | ⑤地域未来の学習（再掲） 重視 |
| ③郷土を学ぶ地域活動の推進 重視 | |

重視 …重視する取組み

用語解説

持続可能な社会 (P1,P4,P5)	将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。
ウェルビーイング (P1)	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
PDCA (P1)	マネジメント手法の一種で、「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の頭文字をとったもの。
規範意識 (P2,P6)	集団や社会生活におけるルールや約束などの規範に基づいて、主体的に判断し、行動しようとする意識。
人生 100 年時代 (P4)	健康寿命が高齢化し、個人が平均的に 100 歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。
生きる力 (P4)	予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。
道徳心 (P6)	人間としての本来的な在り方やよりよい生き方をめざして行われる道徳的行為を可能にする人格的特性で、人格の基盤をなすもの。
プログラミング教育 (P6)	これからの時代に普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むため、児童生徒がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施していくこと。
キャリア教育 (P6)	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現できるように促す教育。
いじめ防止基本方針 (P6)	各学校におけるいじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 12 条の規定にもとづき、策定するもの。

第 3 期大阪狭山市教育振興基本計画【概要版】

発行年月：令和 7（2025）年 2 月

編集：大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 教育政策グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山 1 丁目 2384 番地の 1
電話：072-366-0011（代表） 072-360-4469（直通）
FAX：072-367-6011